

# 学童保育所の開・閉所の取り扱いについて

## インフルエンザ

- 学校休校の場合・・・閉 所（**入所者全員、休校期間はご利用できません**）
- 学年閉鎖の場合・・・開 所（**閉鎖学年の児童は感染の有無に関わらず全員閉鎖期間はご利用できません**）
- 学級閉鎖の場合・・・開 所（**閉鎖学級の児童は感染の有無に関わらず全員閉鎖期間はご利用できません**）

注：閉鎖期間は土日も含めているため、閉鎖期間の後に続けて学校休業日（土・日・祝）がある場合は、学童の利用は休日明けからとなります。

例）閉鎖期間 10/1（木）～10/2（金）⇒10/5（月）からのご利用となります。  
（10/3（土）はご利用できません）

## 災害関係（台風、風水害等）

- 学校休校の場合・・・閉 所
- 学校が通常登校で下校時刻を早めての集団下校の場合・・・閉 所
- 学校が時間を遅らせて登校させる場合・・・開 所

※緊急時に備えて、日頃から帰宅場所や鍵の確認をしておいてください。

※インフルエンザ・災害時の学童保育所の開閉は、平日は基本的に学校の取り扱いにより決定いたしますが、学校休日時（土曜日・長期休業中等）は、学校教育課から連絡いたします。

なお、上記の取り扱いは基本的なもので緊急事態の度合いによっては、各学校と協議のうえ変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

太宰府市教育委員会  
学校教育課義務教育係  
092-921-2121（内）469